

令和6年度 病院事業会計 収益的支出 市民病院事業費用 医業費用 本部費 委託料

受付  
番号

種目番号  
-

連絡先

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

担当者名 森  
電話 045-671-4824

## 設 計 書

- 1 委 託 件 名 横浜市医療局病院経営本部 病院事業会計消費税及び地方消費税  
税務相談等業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市医療局病院経営本部
- 3 履行期間（期限） 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- 4 契 約 区 分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項 個人情報取扱特記事項  
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- 6 現 場 説 明 不要
- 7 委 託 概 要 (1)令和6年度（課税期間：令和6年4月1日から令和7年3月  
31日まで）病院事業会計における消費税課税取引の判定等  
(2)インボイス制度に係る税務相談等業務  
(3)その他税務に係る個別相談等業務  
(4)令和6年度（課税期間：令和6年4月1日から令和7年3月  
31日まで）病院事業会計における消費税及び地方消費税の確定  
申告実施に向けた仕様相談

8 部 分 払

する ( 回以内 )

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委 託 代 金 額

(概算金額)

内 訳 業 務 価 格

(概算金額)

消費税相当額

(概算金額)

内 令                      和                      6                      年                      書 度

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
消費税及び地方消費税 確定申告の税務相談等業務		11	月			
(1) 消費税課税取引の 判定						
(2) インボイス制度に 係る税務相談等						
(3) その他税務に係る 個別相談等						
(4) 令和6年度確定申 告に向けた仕様相談						
税抜合計						
消費税						
税込合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

# 「横浜市医療局病院経営本部 病院事業会計消費税及び 地方消費税税務相談等業務委託」仕様書

## 1 委託概要

令和6年度（課税期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）横浜市病院事業会計（以下「本会計」という。）における消費税及び地方消費税の確定申告実施に向けた仕様相談及びその他税務相談等業務を行う。

## 2 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

## 3 業務の内容

### (1) 消費税課税取引の判定等

横浜市医療局病院経営本部（以下「委託者」という。）が提供する資料から、課税期間中の取引に係る消費税区分（課税、非課税等）の適否について判定し、結果を報告する。

ア 「令和6年4月1日～令和6年6月30日取引分」 令和6年7月15日提供予定

イ 「令和6年7月1日以降取引分」 取引月の翌月15日提供予定

### (2) インボイス制度に係る税務相談等業務

### (3) その他税務に係る個別相談等業務

### (4) 令和6年度（課税期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）本会計における消費税及び地方消費税の確定申告実施に向けた仕様相談

上記（1）から（4）について、電子メールを介して行うこととする。

## 4 成果物

### (1) 提出書類

ア 上記3（1）に係る判定結果

イ 上記3（2）から（4）に係る対応一覧

受託者は、本件業務の完了にあたり、横浜市医療局病院経営本部（以下「委託者」という。）に対して対応一覧を添付した業務完了報告書を成果物として提出することとする。

### (2) 提出場所

横浜市中区本町6丁目50番地の1

横浜市医療局病院経営本部病院経営課

### (3) 提出期限

ア 上記（1）ア…「令和6年4月1日～令和6年6月30日取引分」：令和6年8月31日

「令和6年7月1日以降取引分」：取引月の翌月末日

イ 上記（1）イ…令和7年3月31日

### (4) 提出方法

電子データ（上記（3）アはExcel形式、イはPDF形式）

## 5 検査

委託者は、本件業務の完了後、受託者から提出される4（1）の成果物を確認するにより検査を行うこととする。

## 6 委託者が提供する資料について

本会計が使用する財務会計システムで出力可能な帳票（Excel 形式）または取引ごとの伝票（紙文書をPDF形式にしたもの）等から税額計算に必要な資料を貸与する。

## 7 協議事項

本業務は横浜市医療局病院経営本部契約規程、横浜市委託契約約款のほか本設計書及び仕様書によるものとし、これに定めない事項または疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

## 8 関連法令等の遵守

委託者及び受託者は、ともに地方公営企業法等の関連法令のほか、横浜市医療局病院経営本部契約規程及び適用約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守する。

なお、約款は横浜市契約約款を適用し、「市長」は「病院事業管理者」、「横浜市契約規則」は「医療局病院経営本部契約規程」と読み替えるものとする。